

成蹊学園内部監査規則

制 定 2005年10月24日
学 園 理 事 会
最新改正 2012年4月1日
学 内 理 事 会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人成蹊学園及び各学校（以下「本学」という。）における内部監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めることにより、業務の適正な執行を図り、本学の健全な発展に資することを目的とする。

(監査の区分)

第2条 監査は、次の各号のとおり区分して行う。

- (1) 定期監査は、監査計画に基づき定期的を実施する。
- (2) 臨時監査は、理事長の指示に基づき、又は所属長の依頼を受け実施する。なお、所属長の依頼を受け実施する場合には、理事長の承認を得て行う。

(監査の内容)

第3条 監査の内容は、業務監査及び会計監査とする。

- 2 業務監査は、制度、組織管理・運営及び業務執行が法令及び学園諸規則等に準拠して適正かつ効率的に行われているか監査する。
- 3 会計監査は、予算執行、会計処理及び財産の管理が法令及び学園諸規則等に準拠して適正かつ効率的に行われているか監査する。

第2章 監査体制

(内部監査室の構成)

第4条 内部監査室は、次の者をもって構成する。

- (1) 室長又は事務長を置き、これを内部監査責任者（以下「監査責任者」という。）とする。ただし、室長及び事務長を置く場合には、室長を監査責任者とする。
- (2) 事務職員若干名
- (3) その他理事長が必要に応じて委嘱する者

(監査担当者の権限)

第5条 前条に規定する構成員（以下「監査担当者」という。）の権限は、次のとおりとする。

- (1) 監査担当者は、被監査部門（本学を構成する全ての組織をいう。以下同じ。）に対し、監査を実施する上で必要な関係書類の提出及び事実関係の説明を求めることができる。
- (2) 監査担当者は、被監査部門以外の者に対し、立会、確認、意見及び報告を求めることができる。
- (3) 監査担当者は、各種会議の主催者に対し、当該会議の傍聴及び議事録の閲覧を求める

ことができる。

- 2 前項各号に規定する要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否してはならない。
(監査担当者の義務)

第6条 監査担当者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査は、全て事実に基づいて行い、判断及び意見の表明に当たっては、公正な立場を保持しなければならない。
- (2) 被監査部門の業務に関し、直接指揮命令してはならない。
- (3) 監査の実施に当たり、被監査部門の業務遂行を著しく阻害しないよう努めなければならない。
- (4) 職務上知ることのできた事項を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3章 監査の実施

(監査計画の策定)

第7条 定期監査を実施する場合は、監査責任者が監査計画を立案して、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(監査の通知)

第8条 監査を実施する場合は、事前に被監査部門の長に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(監査結果の報告)

第9条 監査責任者は、監査終了後、遅滞なく監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。なお、監査報告書に改善・助言事項を付記する場合は、あらかじめ被監査部門の長から意見を聴取することとする。

(改善の指示等)

第10条 理事長は、監査報告書に基づき、改善の指示及び助言（以下「改善の指示等」という。）が必要であると認める場合には、被監査部門の長に対し、監査責任者を經由して改善の指示等を行うものとする。

- 2 前項の規定により、改善の指示等を受けた被監査部門の長は、遅滞なく是正措置を講じるとともに、その結果を監査責任者を經由して理事長に報告しなければならない。

第4章 他の監査との関係

(他の監査との関係)

第11条 監査責任者は、監事監査及び公認会計士監査との連携に努めなければならない。

- 2 監査責任者は、監事又は公認会計士から要請を受けた場合には、監査結果を報告しなければならない。
- 3 監査責任者は、監事監査、公認会計士監査及びその他の監査の実施内容及び監査結果の報告を受けることができるものとする。

第5章 雑則

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 (2005年10月24日制定)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月2日制定)

この規程は、2012年4月1日から施行する。